

## 国立国会図書館利用者の個人情報の取扱いについて

(令和 4 年 4 月 26 日国図利 2204143 号)

[国立国会図書館資料利用規則（令和 4 年国立国会図書館規則第 1 号）](#) の定めにより国立国会図書館（以下「館」という。）の資料を利用する者の個人情報の取扱いについて、[国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則（平成 29 年国立国会図書館規則第 4 号）](#) に基づき、次のとおり定める。

### 1 個人情報

本件において個人情報とは、次に掲げるものをいう。

#### (1) 利用者情報

- ・氏名
- ・住所（登録図書館等のものは除く。）
- ・生年月日
- ・電話番号（登録図書館等のものは除く。）
- ・FAX 番号（登録図書館等のものは除く。）
- ・電子メールアドレス（登録図書館等の組織用のものは除く。）
- ・識別番号（利用者 ID 等）（登録図書館等のものは除く。）
- ・暗証番号（登録図書館等のものは除く。）

#### (2) 利用情報

- ・利用者の入館及び退館の日時
- ・利用者の閲覧、複写及びレファレンス（登録図書館等を通じて申し込まれたレファレンスは除く。本件において以下同じ。）のサービス（以下「図書館サービス」という。）申込みの日時
- ・利用者（登録図書館等を通じて申し込まれた複写サービスにおいては申込者）が閲覧又は複写のサービスを受けるために請求した資料及びその複写箇所に係る情報
- ・利用者からのレファレンスの内容

#### (3) 利用者から提出を受けた本人確認書類に記録されている個人に関する情報（利用者情報に該当するものを除く。）

### 2 個人情報の取得

館は、次の場合に必要最低限の個人情報を取得するものとする。

- (1) 利用者が本登録、仮登録又は簡易登録（以下「利用者登録」という。）を行う場合
- (2) 利用者が登録利用者カード、仮登録利用者カード、臨時利用カード、臨時カード、当日利用カード又は国際子ども図書館当日利用カードの交付を受ける場合

- (3) 利用者が入退館する場合
- (4) 利用者が館内において図書館サービスを利用する場合
- (5) 利用者が館外からインターネットや郵便等により図書館サービスを利用する場合

### 3 個人情報の利用及び保持

館は、取得した個人情報を、次の目的のために利用及び保持する。

#### (1) 図書館サービスの提供

館は、個人情報を、図書館サービスの提供のため、図書館サービスに係る業務の処理に必要な範囲で利用する。また、館は、利用者情報を有効期間に限り保持するものとする。ただし、図書館サービスの提供上必要がある場合に限り、有効期間を超えて保持する。

なお、利用情報のうち、館のシステムを通じた申込みで受理されたもの及び館が利用者を代行して館のシステムに入力したものは、一定の期間、利用者が館のシステムで自ら参照できることとする。

#### (2) 図書館サービスの改善

館は、図書館サービスの改善のため、利用者情報及び利用情報から匿名化情報（利用者情報に含まれる特定の個人を識別できる項目、特異な記述等及び利用情報との連結に用いることができる情報の全てを削除（特定の個人を識別できない程度までに一般化又は抽象化した記述に置き換えることを含む。）し、削除した情報並びに利用者情報及び利用情報との連結に用いることができる情報の全てを廃棄することにより、特定の個人を識別することができないようにした情報をいう。）を作成し、保存する。

### 4 個人情報の管理

- (1) 館は、個人情報を保持している間、アクセス権限を有する者以外の者が個人情報にアクセスすることができないよう管理する。また、業務に必要な範囲を超えて個人情報の参照は行わない。
- (2) 個人情報が記録された館のコンピュータ・サーバーには、外部から不正なアクセスを行うことができないように保護措置を講ずる。
- (3) 他の利用者の個人情報との取り違え等がないよう、利用者登録申込み時の本人確認及び利用時の利用者情報の確認を適切に行う。
- (4) 利用者情報の変更があった場合又は利用者登録の抹消を希望する場合には、利用者の申出により、処理を行う。
- (5) 第3項の目的が失われたときは、個人情報を速やかに、かつ、確実に廃棄する。